

📌 今月のポイント

建設業における働き方改革
～年次有給休暇について①～

2019年4月より働き方改革関連法案が、順次施行されています。建設業であっても例外ではありません。今回は、年次有給休暇の取得義務について解説します。

年次有給休暇の取得義務

有給休暇の取得義務

2019年4月より、年10日以上の有給休暇が付与されている者には、年5日の年次有給休暇を取得させることが、使用者の義務となりました。使用者は、労働者ごとに年次有給休暇を付与した日（基準日）から1年以内に5日、取得時季を指定して取得させなければなりません。時季指定は、労働者の意見を聴取し、出来る限り労働者の希望に沿った取得時季になるよう、意見を尊重するよう努めなければなりません。

既に5日以上有給休暇を請求・取得している労働者に対しては、使用者による時季指定をする必要はなく、また、することもできません。

有給休暇とは？

業種、業態に関わらず、また、正社員、パート等の区別なく、一定の要件を満たした場合に与えなくてはならない、会社から賃金が支払われる休暇のことです。

年次有給休暇が付与される条件

年次有給休暇の発生要件

雇入れの日から6か月継続勤務



全労働日の8割以上出勤

出勤率は下記のように計算します。

$$\text{出勤率} = \frac{\text{出勤日}}{\text{全労働日（所定労働日）}}$$

出勤日とみなす場合

- ・産前産後休暇
- ・育児休暇
- ・介護休暇
- ・年次有給休暇取得日
- ・労災の休業日

労働日に含めない場合

- ・会社側の都合による休業
- ・台風などの天災によるやむを得ない休業
- ・正当な争議行為による休業
- ・休日労働

年次有給休暇の付与日数

① 正社員の場合

継続勤務年数※	6か月	1年6か月	2年6か月	3年6か月	4年6か月	5年6か月	6年6か月以上
付与日数	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日

② パートタイム労働者等
(所定労働日数が少ない労働者)

週所定労働日数	1年間の所定労働日数		継続勤務年数※						
			6か月	1年6か月	2年6か月	3年6か月	4年6か月	5年6か月	6年6か月以上
4日	169日～216日	付与日数	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
3日	121日～168日		5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
2日	73日～120日		3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
1日	48日～72日		1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日

※パートから社員、社員から嘱託社員等になったとしても勤務年数は通算されます。